

無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務委託
企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和6年5月31日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務概要

(1) 業務名

無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務委託

(2) 業務目的

本県の令和5年の自殺者数（発見地ベース）は215人となり、自殺死亡率は全国ワーストと、自殺防止を図るための水際対応を強化する必要がある。

青木ヶ原樹海周辺における対策として、青木ヶ原樹海周辺を無人航空機で巡回し、自殺企図の疑いがある者への声かけと保護を行うことで、自殺者の減少を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 契約期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

(5) 契約金額上限額

10,208,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 企画提案の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加資格有資格者名簿に登録されている者又は企画提案審査の日までに名簿に登録見込みの者であること
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切な者であると認められる者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（公邸手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと

(6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

- ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(7) 本業務を適切に履行できる技術的要件を備えた者であること。具体的には仕様書4巡回機材に関する要件、仕様書5受注者の技術・実績に関する要件を満たす者であること。

3 企画提案募集要項等の交付及び質問

(1) 県ホームページからダウンロードすること。

(2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案書の提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時

提出は山梨県の休日をも定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 審査方法

無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務委託に係る企画提案審査会が企画提案の内容について審査する。

6 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨